

【参考資料 2】

平成 22 年 6 月 23 日
 (社)全国消費生活相談員協会

コナミスポーツ&ライフ株式会社への申入れ前と申入れ後の会則条項 比較表

申入れの趣旨 - 使用停止を求める条項	
申入れ前の条項	申入れ後の条項
1 第 9 条 (諸費用) 4 . 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。	第 9 条 (諸費用) 4 . 一旦納入いただいた諸費用は、 <u>法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。</u>
2 第 2 2 条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業) 次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。 (1) 気象災害、その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと判断したとき。 (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。 (3) 定期休業等による場合。 (4) その他重大な事由によりやむを得ないとき。	第 2 2 条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業) 次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。 <u>この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。</u> (1) 気象災害、その他外因的事由によりその災害が会員に及ぶと判断したとき。 (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。 (3) 定期休業等による場合。 (4) その他、 <u>法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。</u>